

秩父市建築物耐震改修促進計画

【令和 7 年度～令和 12 年度】



令和7年4月

秩 父 市

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	3
3	秩父市の被害想定及び地域防災計画等との関連性	4
第2章	建築物の耐震化の現状と今後の目標	8
1	秩父市の今までの取組による耐震化の現状	8
2	本計画における耐震化の目標	12
第3章	建築物の耐震化の促進に関する施策	15
1	耐震化の促進に向けた取組方針	15
2	各取組における具体的な施策	16
第4章	体制	24
1	彩の国既存建築物地震対策協議会	24
2	応急危険度判定士体制の整備	24

第1章 はじめに

1 計画の目的

(1) 秩父市建築物耐震改修促進計画策定の目的

秩父市建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）第6条第1項の規定に基づき平成20（2008）年度に策定され、令和元（2019）年に改定された改定 秩父市建築物耐震改修促進計画を改定するものである。

本計画は、昭和56（1981）年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準による既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は下表のとおりである。

年月日	経過	備考
昭和56年6月 (1981)	【国】建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月 (1995)	阪神淡路大震災	最大震度7
平成7年10月 (1995)	【国】耐震改修促進法制定	
平成12年6月 (2000)	【国】建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月 (2004)	新潟中越地震	最大震度7
平成18年1月 (2006)	【国】耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「基本方針」という）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定
平成19年3月 (2007)	【県】埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27（2015）年度の耐震化率の目標設定
平成20年11月 (2008)	【市】秩父市建築物耐震改修促進計画策定	平成27（2015）年度の耐震化率の目標設定
平成23年3月 (2011)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7
平成25年10月 (2013)	【国】基本方針の改正告示	令和2（2020）年までに住宅の耐震化率95%
平成25年11月 (2013)	【国】耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断義務化 耐震化に向けた取組強化
平成27年2月 (2015)	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	令和2（2020）年までに住宅の耐震化率95%
平成27年3月 (2015)	【国】首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2（2020）年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%
平成27年2月 (2015)	【市】秩父市地域防災計画改定	災害対策基本法第42条に基づく計画
平成28年3月 (2016)	【県】改定埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	令和2（2020）年度の耐震化率の目標設定

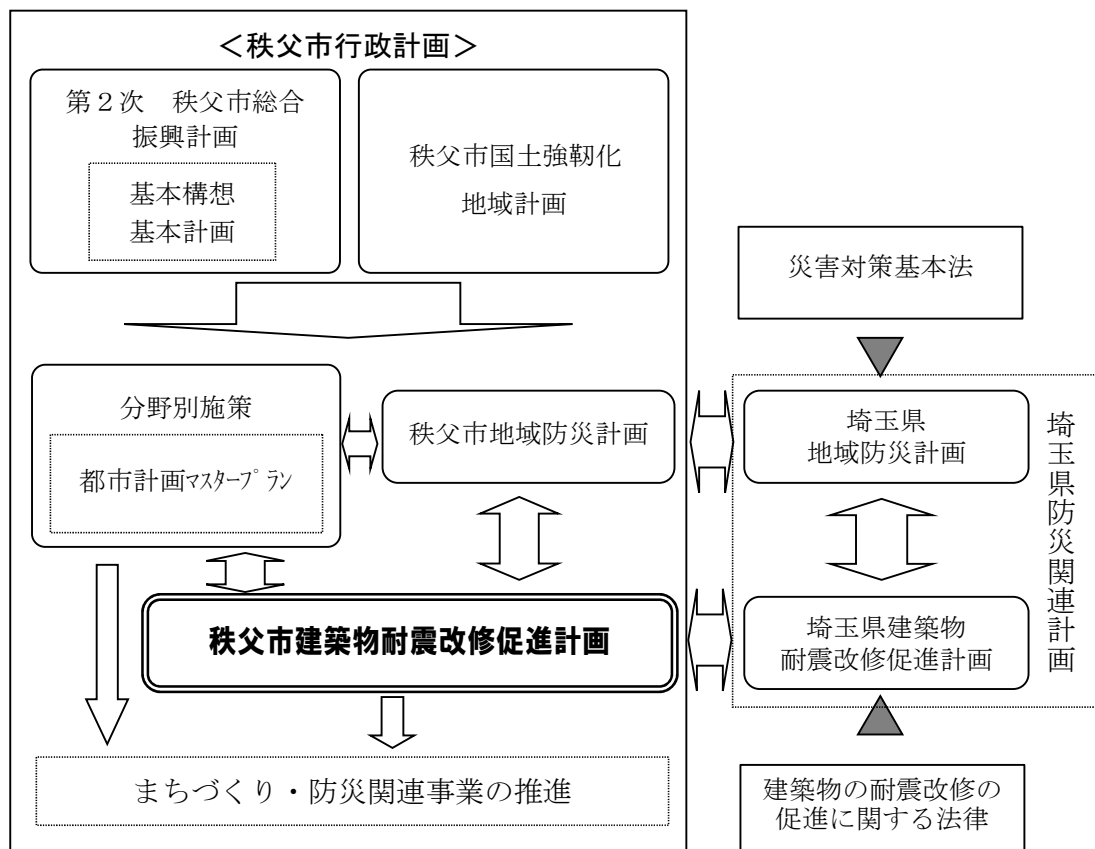
平成 28 年 4 月 (2016)	熊本地震	最大震度 7 (2 回記録)
平成 29 年 3 月 (2017)	【県】埼玉県地域強靱化計画策定	令和 3 年度までに多数の者が利用 する民間建築物の耐震化率 95%以 上とする目標を設定
平成 30 年 6 月 (2018)	大阪府北部地震	最大震度 6 弱
平成 30 年 12 月 (2018)	【国】基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分 な診断義務付け対象建築物をおお むね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月 (2019)	【国】耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のプロ ック塀等について診断義務付けな ど耐震化の促進に向けた取組を強 化
令和元年 7 月 (2019)	【県】埼玉県建築物耐震改修促進計 画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和元年 7 月 (2019)	【市】秩父市建築物耐震改修促進計 画改定	令和 5 (2023) 年度の耐震化率の 目標設定
令和 3 年 6 月 (2021)	【市】秩父市国土強靱化地域計画策 定	強くしなやかな国民生活の実現を 図るための防災・減災等に資する国 土強靱化基本法第 13 条に基づく計 画
令和 6 年 1 月 (2024)	能登半島地震	最大震度 7
令和 6 年 3 月 (2024)	【市】秩父市地域防災計画改定	災害対策基本法第 42 条に基づく計 画

2 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、県計画及び秩父市地域防災計画、秩父市国土強靱化地域計画等との整合を図るものとする。

また、秩父市総合振興計画をはじめ、秩父市都市計画マスタープラン等の分野別施策との整合を図りながら定めるものとする。

計画の位置付け



3 秩父市の被害想定及び地域防災計画等との関連性

(1) 市の地震被害想定

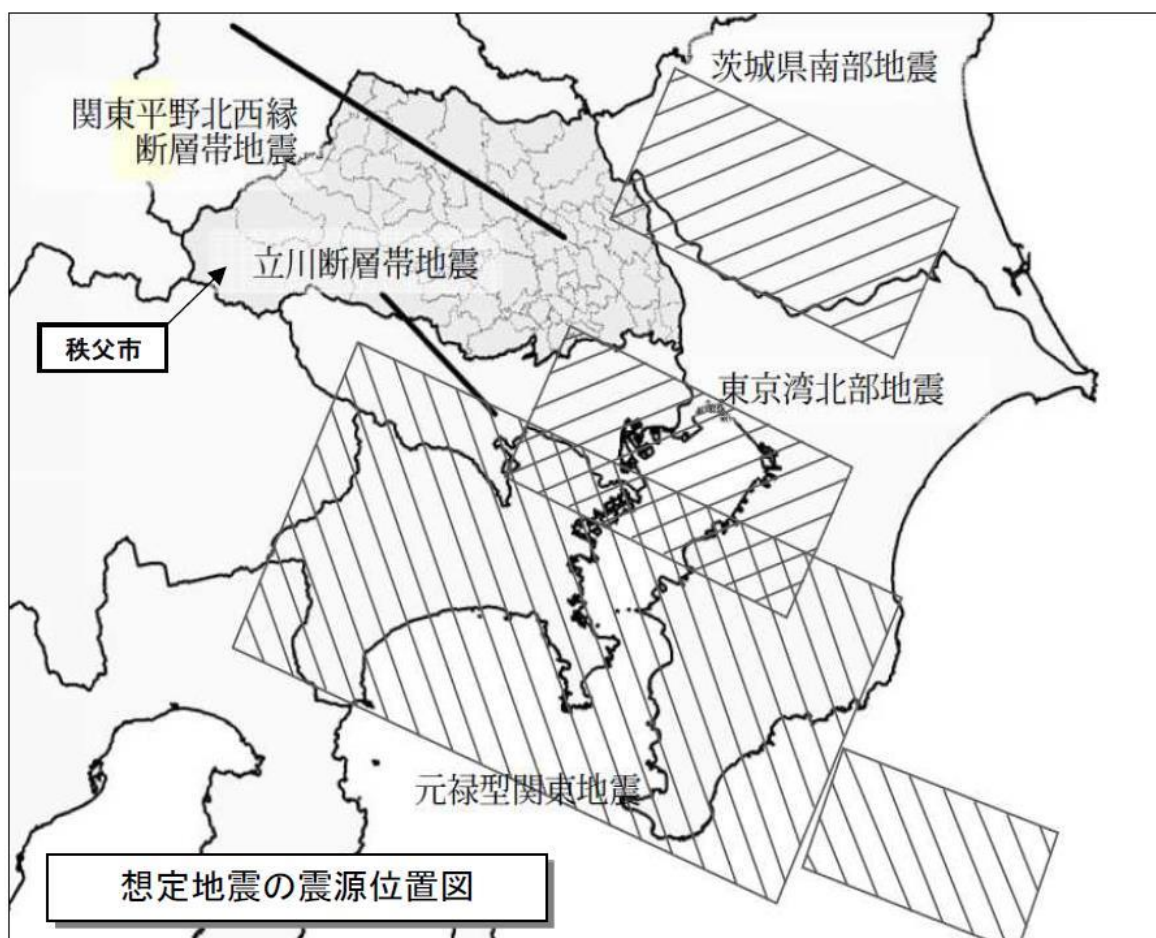
当市では、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26（2014）年 3 月）に基づき、当市における想定地震を以下の 5 通りとし、被害予測を行っている。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注）※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）



出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）

当市において、最も被害の発生が予測されるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」となっている。

■市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定結果の最大値を記載）

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
震度	最大震度		—	4	4	5弱	6強	5強
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		面積率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	8	0
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	0	0	0	129	0
		半壊率	%	0.0	0.00	0.00	0.33	0.00
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	5	0
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.24	0.00
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	12	0
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.58	0.00
	焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	44	1
		焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00
人的被害	死者数		人	0	0	0	1	0
	負傷者数		人	0	0	0	20	0
	うち重傷者数		人	0	0	0	1	0
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	0	555	0
			1日後	人	0	0	111	1
		停電率	直後	%	0.00	0.00	0.83	0.00
			1日後	%	0.00	0.00	0.17	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	0	0	15	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.05	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.0	0.2	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.1	0.0
	都市ガス	供給停止件数	件	0	0	0	0	0
		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	上水道	断水人口	人	0	0	0	686	0
	下水道	機能支障人口	人	0	0	0	5,619	758
生活支障	避難者数	1日後	人	0	0	0	111	1
		1週間後	人	0	0	0	138	1
		1か月後	人	0	0	0	179	1
	帰宅困難者数	平日	人	1,996	1,009	1,715	4,687	3,447
		休日	人	4,484	1,929	4,086	7,376	5,473
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数	棟	0	0	0	12	0
その他	廃棄物	災害廃棄物	万ト	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0
			万m ³	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26(2014)年3月、埼玉県)

(2) 市の地震環境

地震は、プレートの地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層の地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の2つのタイプに大別される。

プレート地震は、今後、発生間隔が約 200～300 年とされる関東地震（関東大震災）と同様のマグニチュード 8 クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード 7 クラスの地震の発生が想定されている。

このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震（関東大震災）後 80 年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっている。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震である。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように非常に激しい被害をもたらすものである。

秩父市内及び秩父市周辺の活断層は、県農林部森づくり課の「埼玉県地質図（山地・丘陵地）解説書（平成 27（2015）年）」によれば、次のようなものがある。

秩父市内及び秩父市周辺の活断層

名 称	備 考
名栗断層	確実度Ⅱ（＊１）、活動度Ｃ（＊２）
浦山口断層	確実度Ⅲ（＊１）、活動度Ｃ（＊２）
出牛―黒谷断層	
象ヶ鼻―朝日根断層	確実度Ⅲ（一部）
白泰断層	
その他	下図参照

注* 1：確実度Ⅰとは、活断層であることが確実なもの。

確実度Ⅱとは、活断層であると推定されるもの。

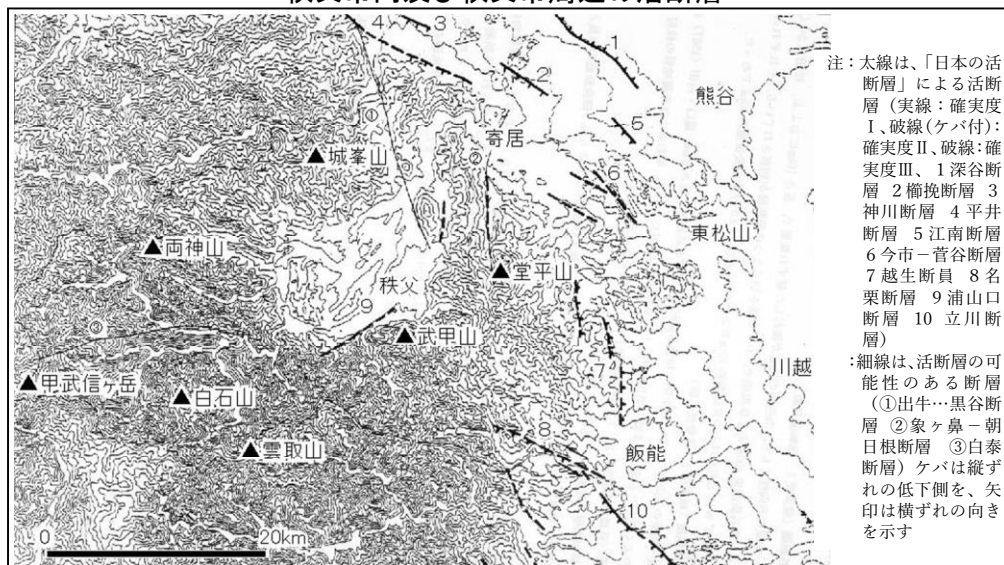
確実度Ⅲとは、活断層の疑いのあるリニアメント。

注*2:活動度Aとは、平均変位速度が1m/1000年以上10m/1000年未満のもの。

活動度Bとは、平均変位速度が0.1m/1000年以上1m/1000年未満のもの。

活動度Cとは、平均変位速度が0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの。

秩父市内及び秩父市周辺の活断層

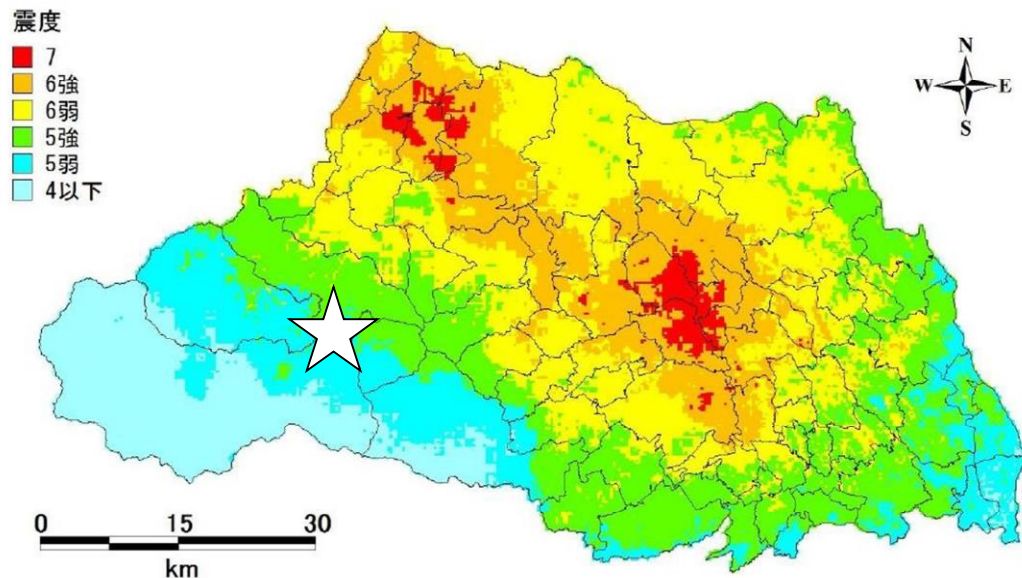


埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）より、秩父市の想定震度が最も大きくなると想定される関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）の地震被害想定調査被害分布図を次に示す。

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点）



関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）の地震被害想定調査被害分布図



出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）

これによると、県の北部・中央部が震度 6 弱以上の大地震が想定されている。秩父山地などの山間部では比較的揺れにくくなっている。

(3) 秩父市地域防災計画・秩父市国土強靱化地域計画と本計画との関連性

当市では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、秩父市地域防災計画等で事前対策や応急対策などを定めている。

秩父市地域防災計画において、地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組むこととされている。

また、秩父市国土強靱化地域計画においては、防災拠点となる公共施設等の耐震化を図る。特に「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していない施設については、耐震化をより一層促進するとしている。また、住宅等についても耐震診断、改修工事等の費用の一部助成等により耐震化を促進するとしている。

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 秩父市の今までの取組による耐震化の現状

(1) 対象建築物

当市では、旧耐震基準で建築された次の①、②及び③（②と③については市有建築物）のいずれかに該当する建築物を対象として、耐震化の促進に取り組んでいる。

なお、当市内の②及び③（いずれも民間建築物）に該当する建築物については、埼玉県が耐震化の促進に取り組んでいる。

- ①住宅
- ②多数の者が利用する建築物・・・次の（ア）の条件に該当する建築物
- ③道路を閉塞させるおそれのある建築物・・・次の（イ）の条件に該当する建築物

（ア）多数の者が利用する建築物

法第14条第1号に定める、多数の者が利用する建築物で、以下の表の用途、規模によるもの。

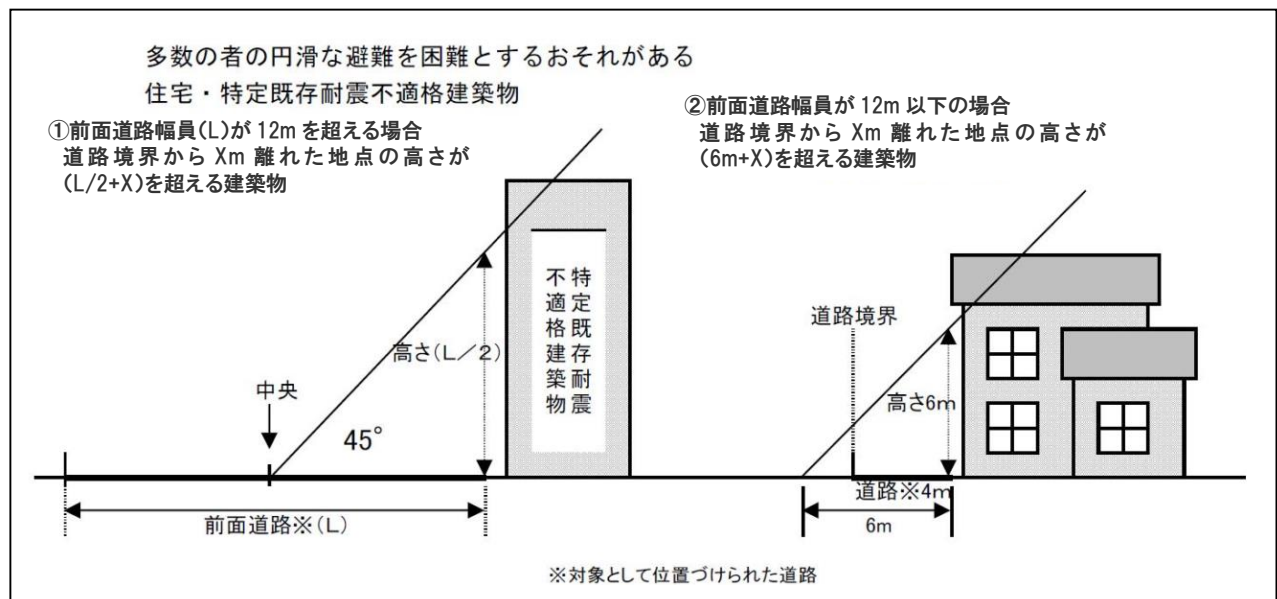
法第14条第1号に規定する建築物

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (耐震改修促進法施行令第6条)による分類	規 模
学校	幼稚園	2階以上かつ 500㎡以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階以上かつ 1,000㎡以上
	学校（小学校等以外の学校）	3階以上かつ 1,000㎡以上
病院・診療所	病院、診療所	
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	
店舗等	展示場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	卸売市場	
ホテル・旅館等	ホテル、旅館	
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	
社会福祉施設等	保育所	2階以上かつ 500㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階以上かつ 1,000㎡以上
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階以上かつ 1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ 1,000㎡以上
	博物館、美術館、図書館	
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	事務所	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	—

(イ) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

法第14条第3号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの。

道路を閉塞させるおそれのある住宅・特定既存耐震不適格建築物



(※「対象として位置づけられた道路」については p.20 図及び表参照)

(2) 建築物の耐震化状況

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況については、次のとおりである。

①住宅の耐震化

令和5(2023)年に実施された住宅・土地統計調査を基にした住宅の耐震化の現状は、住宅総数23,240戸のうち耐震性のある住宅が19,838戸(表b+c)で、耐震化率(全住宅戸数に対する耐震性のある戸数の割合)は85.4%である。

住宅の耐震化の現状と目標

	旧耐震基準		新耐震基準		建築物 合計	耐震化率 (%)
	の住宅 (昭和56年5月31日以前に竣工した建物)	うち、耐震性があるとみなす住宅(注1)	の住宅	うち、平成12年までに建築された住宅(注2)		
	a	b	c	—	d=a+c	e=(b+c)/d
平成30年10月1日現在	7,909	2,453	16,111	8,733	24,020	77.3%
令和5年10月1日現在	7,322	3,920	15,918	8,157	23,240	85.4%

(注1)：耐震性ありとみなす住宅は、住宅・土地統計調査において耐震診断を行った結果、耐震性があるものとみなされる戸数・耐震改修を行った戸数の合計を指す

(注2)：平成28(2016)年に発生した熊本地震において、平成12年5月までに建築された新耐震の建築物に被害が見られたことから市内における住宅についても把握する

②多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状は 84.6%である。

建築物の用途別で耐震化率が高いのは、学校、劇場・集会場等、消防庁舎が 100%、社会福祉施設等が 90%、賃貸住宅等が 88.9%、病院・診療所が 87.5%の順となっている。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(市及び民間)

単位:棟

特定建築物 耐震化現状	旧耐震 基準 建築物	耐震診断 実施		耐震改修 実施	新耐震 基準 建築物	耐震性を 有する 建築物	建築物 合計	耐震化率 (%)
			うち 要改修					
	a	b	c	d	e	f=d+e	g=a+e	h=f/g
学校	13	13	13	13	30	43	43	100.0%
病院・診療所	2	1	1	1	6	7	8	87.5%
劇場・集会場等	1	1	0	0	0	1 ^(注)	1	100.0%
店舗等	3	1	1	0	5	5	8	62.5%
ホテル・旅館等	4	1	1	0	11	11	15	73.3%
賃貸住宅等	3	1	0	0	15	16 ^(注)	18	88.9%
社会福祉施設等	2	2	1	0	8	9 ^(注)	10	90.0%
消防庁舎	0	0	0	0	1	1	1	100.0%
その他一般庁舎	2	2	1	0	1	2 ^(注)	3	66.7%
その他	14	1	1	2	35	37	49	75.5%
計	44	23	19	16	112	132	156	84.6%

資料：令和 5 年度末における耐震化状況の確認（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）

（注）：旧耐震基準建築物のうち、診断の結果耐震性があると確認された建築物（市有 3 棟、民間 1 棟）を含む。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(市)

単位: 棟

市有特定建築物 耐震化現状	旧耐震 基準 建築物	耐震診断 実施		耐震改修 実施	新耐震 基準 建築物	耐震性を 有する 建築物	建築物 合計	耐震化率 (%)
			うち 要改修					
	a	b	c	d	e	f=d+e	g=a+e	h=f/g
学校	13	13	13	13	28	41	41	100.0%
病院・診療所	1	1	1	1	1	2	2	100.0%
劇場・集会場等	1	1	0	0	0	1 (注)	1	100.0%
店舗等	0	0	0	0	0	0	0	-
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	0	0	-
賃貸住宅等	0	0	0	0	8	8	8	100.0%
社会福祉施設等	2	2	1	0	2	3 (注)	4	75.0%
消防庁舎	0	0	0	0	1	1	1	100.0%
その他一般庁舎	2	2	1	0	1	2 (注)	3	66.7%
その他	0	0	0	0	6	6	6	100.0%
計	19	19	16	14	47	64	66	97.0%

資料：前出（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）

（注）：旧耐震基準建築物のうち、旧耐震基準建築物のうち、診断の結果耐震性があると確認された建築物（計 3 棟）を含む。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(民間)

単位: 棟

民間特定建築物 耐震化現状	旧耐震 基準 建築物	耐震診断 実施		耐震改修 実施	新耐震 基準 建築物	耐震性を 有する建 築物	建築物 合計	耐震化率 (%)
			うち 要改修					
	a	b	c	d	e	f=d+e	g=a+e	h=f/g
学校	0	0	0	0	2	2	2	100.0%
病院・診療所	1	0	0	0	5	5	6	83.3%
劇場・集会場等	0	0	0	0	0	0	0	-
店舗等	3	1	1	0	5	5	8	62.5%
ホテル・旅館等	4	1	1	0	11	11	15	73.3%
賃貸住宅等	3	1	0	0	7	8 (注)	10	80.0%
社会福祉施設等	0	0	0	0	6	6	6	100.0%
消防庁舎	0	0	0	0	0	0	0	-
その他一般庁舎	0	0	0	0	0	0	0	-
その他	14	1	1	2	29	31	43	72.1%
計	25	4	3	2	65	68	90	75.6%

資料：前出（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）

（注）：旧耐震基準建築物のうち、診断の結果耐震性があると確認された建築物（1 棟）を含む。

2 本計画における耐震化の目標

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とし、社会経済状況や関連計画の改訂等に適切に対応するため、耐震化の進捗や施策の状況確認を行い、必要に応じて計画見直し等を行う。

(2) 対象建築物

対象となる建築物については、これまでと同様、住宅、全ての市有建築物及び民間における多数の者が利用する建築物とする。

なお、市有建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも建築物の耐震化に努めるものとする。緊急輸送道路閉塞建築物についても、県と連携し継続して耐震化の促進を図り、被災時の緊急輸送道路の機能確保を図る。

(3) 耐震化率の目標

本計画における、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は以下のとおりである。なお、多数の者が利用する建築物以外の市有建築物についても、建築物の耐震化に努めるものとする。

①住宅の耐震化

本計画において、令和 12（2030）年度末における住宅の目標耐震化率を、おおむね解消と設定する。

住宅の耐震化率の現状		
77.3%	（平成 30（2018）年 10 月 1 日現在）	
85.4%	（令和 5（2023）年 10 月 1 日現在）	
		
住宅の耐震化率の目標		
中間目標	90%	（令和 9（2027）年度末）
目標値	おおむね解消	（令和 12（2030）年度末）

②多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、建築物によって役割や現状の耐震化率等に違いがあるため、市有建築物及び民間建築物毎に目標を定めるものとする。

(ア) 市有建築物

市有建築物は、令和 9（2027）年度末及び令和 12（2030）年度末（本計画の目標年次）における目標の耐震化率を以下の通り設定する。

市有建築物の耐震化率の目標(令和 9（2027）年度末及び令和 12（2030）年度末)

市有建築物	現状耐震化率 (%)	用途別耐震化率 (令和 9(2027)年度) (%)	用途別耐震化率 (令和 12(2030)年度) (%)
学校	100.0	100.0	100.0
病院・診療所	100.0	100.0	100.0
劇場・集会場等	100.0	100.0	100.0
店舗	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—
賃貸住宅等	100.0	100.0	100.0
社会福祉施設等	75.0 ^(注1)	100.0	100.0
消防庁舎	100.0	100.0	100.0
その他一般庁舎	66.7 ^(注2)	100.0	100.0
その他	100.0	100.0	100.0
平均	97.0	100.0	100.0

※用途別構成比を現状と変わらないものとして算出した。

（注 1）耐震化の必要がある建築物：永田保育所

（注 2）耐震化の必要がある建築物：吉田総合支所

(イ) 民間建築物

民間建築物は、令和 9（2027）年度末及び令和 12（2030）年度末（本計画の目標年次）における目標の耐震化率を以下の通り設定する。

民間建築物の耐震化率の目標(令和 9（2027）年度末及び令和 12（2030）年度末)

民間建築物	現状耐震化率 (%)	用途別耐震化率 (令和 9（2027）年度) (%)	用途別耐震化率 (令和 12(2030)年度) (%)
学校	100.0	100.0	100.0
病院・診療所	83.3	95.0	100.0
劇場・集会場等	—	—	—
店舗等	62.5	95.0	95.0
ホテル・旅館等	73.3	95.0	95.0
賃貸住宅等	80.0	95.0	95.0
社会福祉施設等	100.0	100.0	100.0
消防庁舎	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—
その他	72.1	95.0	95.0
平均	75.6	95.0 以上	95.0 以上

※用途別構成比を現状と変わらないものとして算出した。

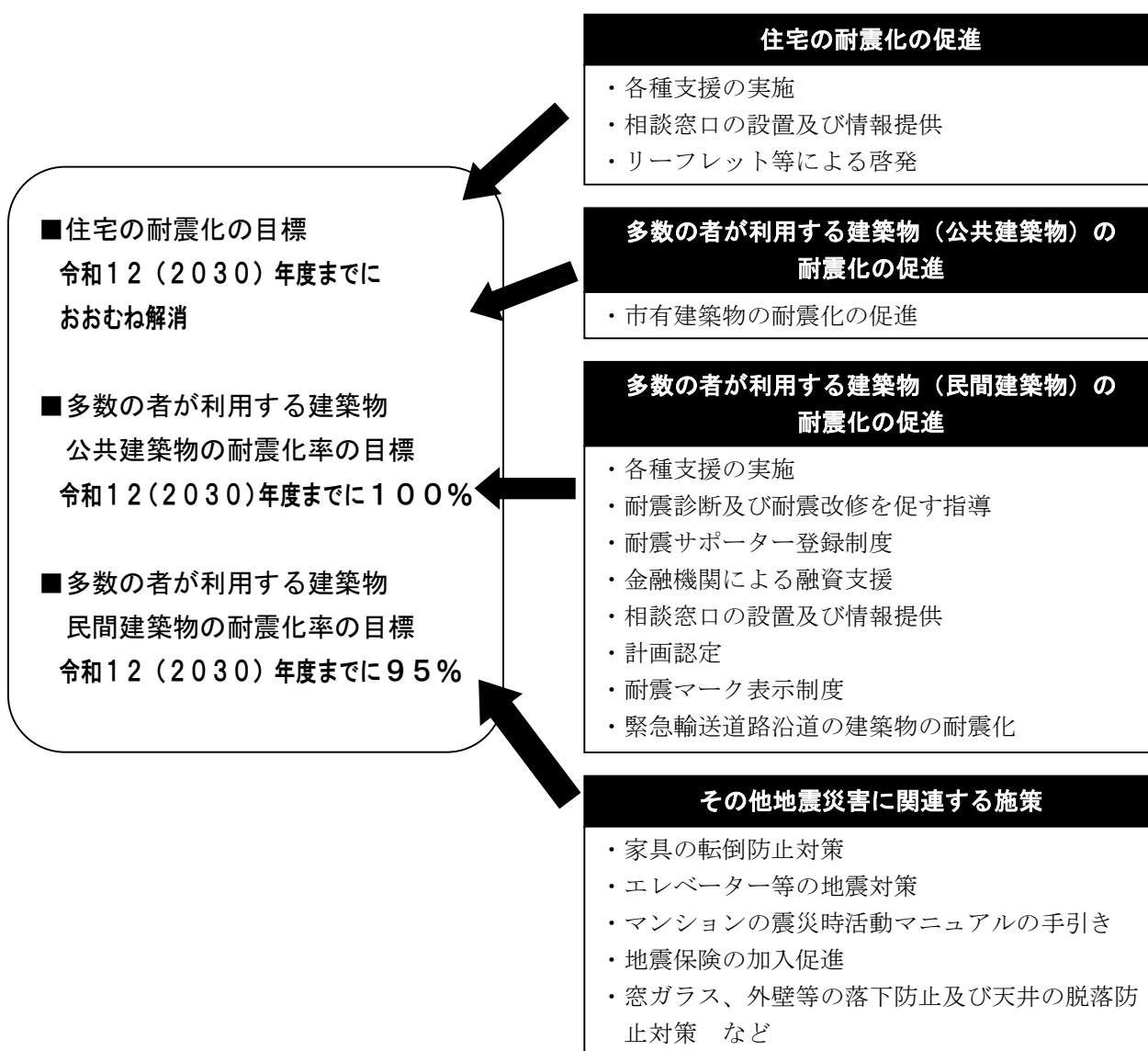
第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自ら問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、当市は耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、以下のような働きかけや支援、施策等に取り組む。



2 各取組における具体的な施策

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

住宅については所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用助成の充実が必要である。

こうした点を踏まえ、当市は県との役割分担のもと、住宅の耐震化の推進に努めるものとする。

①耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための支援策

当市では、旧耐震基準で建築された住宅等の耐震診断、耐震改修（リフォーム）及び空き家の解体にかかる補助制度を創設し、耐震改修等に係る費用面での支援を行っている。

また、令和7年4月より木造住宅の無料簡易耐震診断も行っている。

今後もこれらの支援制度の普及啓発を積極的に行い、市民の利用増進を図るとともに、市民ニーズに応じた支援制度の拡充を図り、住宅等の耐震化の促進に努める。

木造住宅耐震診断補助制度【概要】

対象住宅	○昭和56（1981）年5月31日以前に建てられた戸建て住宅または併用住宅（住宅以外の部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの）で、階数が2以下かつ延べ床面積500㎡以下のもの
対象者	○市内に住所がある方 ○対象となる住宅に居住しており、かつ、本人又はその2親等以内の親族が対象となる住宅を所有している方 ○市税の滞納がないこと
補助額	○上限5万円／棟
問合せ先	○建築住宅課 建築指導担当 0494（26）6869

令和6（2024）年4月現在

※上記は令和6年度の内容

木造住宅無料簡易耐震診断【概要】

対象住宅	○平成12年5月31日以前に建てられた戸建て住宅または併用住宅（住宅以外の部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）で、階数が2以下かつ延べ床面積300㎡以下のもの ○市が使用する耐震診断プログラムにより、診断できるもの ○平面図等（筋交い位置及び仕様がわかるもの）があるもの
対象者	○市内に住所がある方 ○対象となる住宅に居住しており、かつ、本人又はその2親等以内の親族が対象となる住宅を所有している方
問合せ先	○建築住宅課 建築指導担当 0494（26）6869

令和7（2025）年4月現在

秩父市住宅・店舗等リフォーム等資金助成事業【概要】

対象建築物	住宅・店舗・事務所の20万円以上のリフォーム工事（耐震改修含む）
対象者	○市民であり、市税の未納がないこと ○対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていないこと ○過去5年以内にリフォーム助成を受けていないこと
補助額	○20万円以上（消費税を除く）の工事に対し、工事費の10%まで上限15万円（1000円未満切り捨て）
問合せ先	○産業支援課 0494（25）5208

令和6（2024）年4月現在

※上記は令和6年度の内容

空き家解体補助金交付事業【概要】

対象住宅	○市内にある個人所有の住宅 ○空家特措法による特定空家の勧告を受けていない住宅 ○公共事業等の補償の対象となっていない住宅 ○昭和56年5月31年以前に建築された一戸建ての住宅（店舗併用住宅は延べ面積の2分の1以上が住宅） ○1年以上空き家であること ○5年以内に市の補助金交付を受けていない住宅 ○対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、解体することに関して当該権利者の同意を得ていること ○不動産業を営む者が営利目的で所有するものでない住宅
対象者	○空き家の所有者又は相続人 ○市税の滞納がない方 ○過去5年間にこの補助金を利用したことがない方
補助額	○補助対象工事に要する費用（消費税を除く）の1/3（1,000円未満切り捨て） ○施工業者が市内業者の場合30万円、市外業者の場合20万円を上限とする。
問合せ先	○危機管理課 0494（22）2206

令和6（2024）年4月現在

※上記は令和6年度の内容

②パンフレットの配布、講習会の開催

(ア) パンフレット等の配布

当市は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、この計画で定めた目標や建築物の耐震化に係る支援策等の概要について記載したパンフレット等を配布し、市民への周知を図る。

また、県が実施する講習会等の開催についても、市民の積極的な参加を促すため、広報やポスター、パンフレット等による案内について協力する。

(イ) 講習会の開催

当市は、自治会、関係団体等からの要請に応じて行う震災予防に関する出前講座を活用し、市民の防災意識の普及啓発について協力する。

③町内会等との連携

当市は、災害発生時に市民が結集して地域で活動できるよう、自主防災組織の育成を図っている。

自主防災組織については、秩父市全ての町会で結成されており、防災訓練等を行っている。

(2) 市有建築物の耐震化

市有建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では負傷者の治療が、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの建築物が応急活動の拠点として活用される。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも建築物の耐震性確保が求められている。

多数の者が利用する市有建築物については、概ねの施設で耐震化率 100.0%を達成していることから、耐震化が図られていない社会福祉施設等について、耐震化に取り組むものとする。

(3) 民間建築物(多数の者が利用する建築物)の耐震化

民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定されるものである。このため、当市は、民間建築物の耐震診断及び耐震改修が図られるよう積極的に取り組むこととする。

①耐震サポーター登録制度

建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県では県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成、公表をしていることから、当市は建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、周知を図る。

②金融機関による融資制度

県内 3 金融機関では、耐震診断や耐震改修の実施にあたり通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度が創設されている。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度が実施されており、これらの融資制度の周知を図る。

③相談窓口の設置及び情報提供

県は、多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化に関しての相談窓口を設け、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化を促進としている。

④緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

(ア) 緊急輸送道路の指定

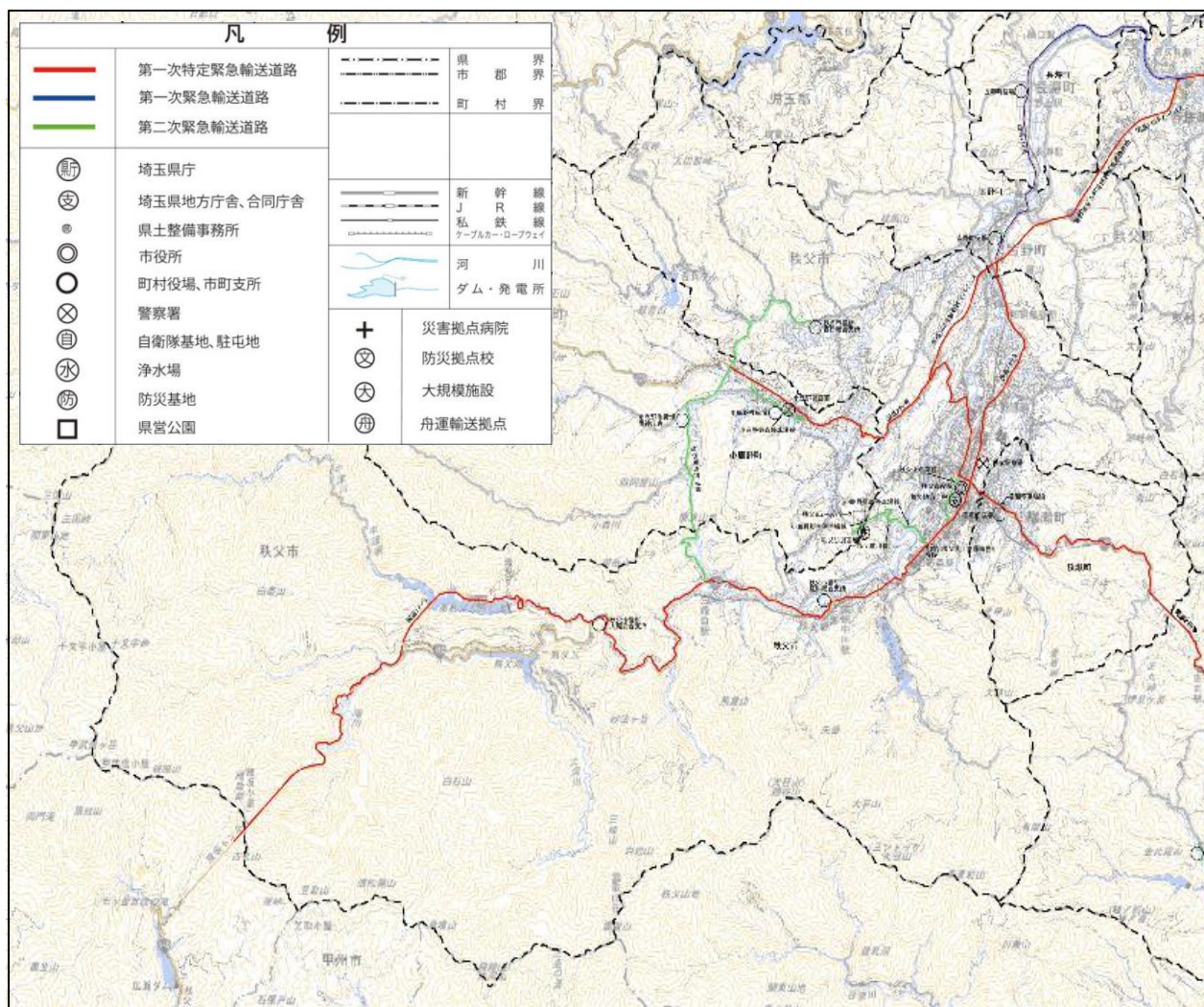
地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路等がある。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられることがないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努める。

このうち、緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、この計画における地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する。

指定路線は、埼玉県で定められている緊急輸送道路とする。

市内の緊急輸送道路網



【出展】埼玉県緊急輸送道路網図（2020（令和2年）年8月現在）

地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）

区 分	道路名称	備 考
第一次特定緊急輸送道路	国道 140 号	皆野町境～山梨県境
	国道 140 号 皆野秩父バイパス	皆野町境 ～秩父市上蒔田(国道 299 号との交差点)
	国道 299 号	横瀬町境～小鹿野町境
第二次緊急輸送道路	主要地方道 37 号 皆野両神荒川線	秩父市下吉田(吉田総合支所) ～秩父市荒川贅川(国道 140 号との交差点)
	主要地方道 72 号 秩父荒川線	秩父市久那(小鹿野影森停車場線との交差点) ～秩父市久那(小鹿野影森停車場線との交差点)
	主要地方道 73 号 秩父上名栗線	秩父市日野田町(国道 140 号との交差点) ～秩父市本町(国道 299 号との交差点)
	一般県道 209 号 小鹿野影森停車場線	秩父市下影森(国道 140 号との交差点) ～小鹿野町長留(秩父防災基地)

(イ) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

当市は県と連携し、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化に取り組む。

県は、これらの建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るよう、建築物の耐震化に関する補助制度を設けている。

市は県とともに、補助制度の周知や、耐震化実施に向けた働きかけを積極的に行う。

(ウ) 緊急輸送道路沿道の安全点検

当市は県と連携し、地震に対する緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、緊急輸送道路沿道の建築物、ブロック塀及び工作物の安全点検に基づき、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、所有者又は管理者に対し指導・助言を行う。

また、点検後も引き続き、改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努めることとする。

（４）その他地震災害に関連する施策

①家具の転倒防止対策

建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、県が作成した家具や電化製品の固定を促すためのリーフレットを配布し、市民の防災意識の普及啓発を図っている。

また、県や建設業関係団体と連携し、専門家による相談、見積及び施工を安心して依頼できる「家具固定サポーター登録制度」を活用し、市民の家具固定化の取り組みを支援する。

②エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、全国２０都道府県で合計２５７件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

当市は県と連携し、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、定期報告の機会等を捉え、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努めるよう啓発を行う。

③マンション災害時活動マニュアルの手引き

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定される。

そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となる。

当市では、県の作成した「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」等を活用・周知し、マンションの防災対策を推進する。

④地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険について、令和５年（２０２３）年現在の世帯加入率は埼玉県平均で３３．７％であり、全国平均値の３５．１％を下回っている。前計画策定時には、全国平均で約３３．１％（令和元（２０１９）年度末）であり、加入率の増加がみられるが近年ではその伸びは緩やかとなっている。

当市は引き続き、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図る。

注）世帯加入率：当該年末の地震保険保有契約件数を翌年１月１日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。なお、世帯数には、住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれている。（２０１３年以降、年単位による算定に変更）

【出展】損害保険料率算出機構

⑤窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

当市は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

⑥土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

当市は、県との適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や、状況に応じ移転等も含めた対策実施に向けて取り組む。

⑦建築物の大雪対策

平成 26（2014）年の大雪時には、屋根の崩落など、県内の建築物に多大な被害が発生した。

当市は、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図る。

⑧秩父市防災ハザードマップの普及

当市は、令和元（2019）年 9 月に発刊した「秩父市ハザードマップ」の見直しを行い、河川洪水浸水想定区域を追加し、令和 4（2022）年 8 月に「秩父市防災ハザードマップ」を作成した。

今後も「秩父市防災ハザードマップ」の周知に努める。

第4章 体制

1 彩の国既存建築物地震対策協議会

当市は、建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図るものとする。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

県 埼玉県					
市町村 63市町村					
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷町	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町
毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町
吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀬町
小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
宮代町	杉戸町	松伏町			

建築関係団体 11団体	
一般社団法人埼玉建築士会	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
一般社団法人埼玉県建築安全協会	一般社団法人埼玉建築設計監理協会
一般社団法人埼玉県建設業協会	公益財団法人埼玉県住宅センター
埼玉土建一般労働組合	建設埼玉
埼玉県住まいづくり協議会	一般財団法人さいたま住宅検査センター
一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 埼玉サテライト(JSCA埼玉)	

2 応急危険度判定士体制の整備

県では、平成7(1995)年から応急危険度判定士の養成を開始し、多くの建築物が被災した際の、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や、県民の安全の確保を図るため「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えている。

また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練（令和4年から埼玉県で「被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム」を構築し、それを利用した連絡参集訓練も行っている）、応急危険度判定コーディネーター講習会及び市町村ごとに連絡訓練を行っている。